

## 各務原市不登校対策委員会設置要綱

(令和6年1月23日教育長決裁)

### (設置)

第1条 現在不登校状態にある児童生徒及び保護者への支援方法について、関係者から幅広く意見を聴取するため、各務原市不登校対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (意見聴取事項)

第2条 委員会においては、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 市の不登校対策に関する事項
- (2) その他教育委員会が特に必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる10人以内の構成員をもって組織する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 保護者を代表する者
- (4) 学校を代表する者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

### (会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて教育委員会が招集する。

- 2 会議の進行は、構成員の互選により定める会長が行うものとする。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

### (守秘義務)

第5条 会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。